

奈良県道路整備委員会について

- ・ 奈良県道路の整備に関する条例について 参考資料1-1
(「奈良県道路整備委員会」の位置付け)
- ・ 奈良県道路の整備に関する条例（抜粋） 参考資料1-2
- ・ 奈良県道路整備委員会規則 参考資料1-3
- ・ 奈良県道路整備委員会の代理出席に関する規定 . 参考資料1-4
- ・ 奈良県道路整備委員会傍聴要領 参考資料1-5
- ・ 審議会等の会議の公開に関する指針 参考資料1-6

目的(第1条)

- ・整備を「新設、改築、維持及び修繕」と定義。
- ・本県にふさわしい道路の総合的かつ計画的な整備を図るため、県管理道路の整備について、基本方針、これに基づく施策についての基本的な計画の策定等その基本となる事項を定めるとともに、構造基準等(道路構造令、バリアフリー構造基準、標識の寸法等)を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民が安全に暮らせる県土の形成に寄与することを目的とする。

基本方針(第3条)

道路のあり方(第1項)

- ・安全かつ円滑な交通の確保
- ・全ての者にとっての利用しやすさ
- ・地域に即した空間機能の発揮
- ・総合的なまちづくりへの寄与
- ・風土・自然環境等との調和

道路整備の進め方(第2項)

- ・他の道路管理者との施策共有
- ・関係機関との連携及び協働
- ・住民説明と着実な事業推進
- ・道路資産のマネジメント
- ・公正な事業執行

基本計画の策定(第4条、第5条)

- 基本方針を踏まえ、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための基本計画
- 策定内容
 - ・整備を推進すべき県管理道路のあり方
 - ・県管理道路の整備の進め方
 - ・その他県管理道路の整備に必要な事項

委員会の設置(第6条)

- 技術的、専門的事項について審議
 - ・基本計画への意見
 - ・知事の諮問に応じて、技術的、専門的事項について審議

構造基準等(第7条～第88条)

- 道路構造令、標識(寸法)、バリアフリー構造基準等
- 国の参酌基準を、基本理念を踏まえ一部見直し
 - ・自転車、歩行者空間の柔軟設置
(歩道幅員の柔軟化、自転車レーン対応)
 - ・植栽スペースの柔軟確保
 - ・休憩スペースの位置づけ 等

目的を実現するための道路整備の推進

奈良県道路の整備に関する条例（抜粋）

（基本方針）

第三条 県は、県管理道路が次に掲げる事項を満たすこととなるよう、その整備を推進するものとする。

- 一 道路における交通が県民生活及び経済活動に欠くことのできないものであることに鑑み、県管理道路における安全かつ円滑な交通を確保するものとなること。
 - 二 道路が自動車、自転車、徒歩その他の多様な手段及び高齢者、障害者等を含む県民、観光客その他の多様な主体による交通の用に供する施設であることに鑑み、全ての者にとって利用しやすいものとなること。
 - 三 県管理道路の空間機能（ガス、上下水道、電気等の供給処理施設の収容の用に供する機能、市街地における通風、採光等の確保の用に供する機能その他の道路が空間として有する多様な機能をいう。）を地域に即して適切に果たすものとなること。
 - 四 防災機能の確保、中心市街地の活性化、生活環境の改善、産業の振興等を実現するための地域に即した総合的なまちづくりに資するものとなること。
 - 五 本県が有する優れた文化遺産及びこれと一体をなす歴史的風土並びに豊かな自然環境と調和した美しい県土の形成に資するものとなること。
- 2 県は、前項の規定による県管理道路の整備に当たっては、次に掲げるところに従い、これを推進するものとする。
- 一 県の実施する施策に関する他の道路管理者の理解を促進し、道路の整備に関する方向性の共有に努めること。
 - 二 奈良県公安委員会をはじめ、他の公共施設管理者、公共交通事業者、農業用道路又は林道の整備を行う者その他の関係機関との連携及び協働に努めること。
 - 三 地域住民その他の関係者に対し、事業の内容、必要性その他の事項についての分かりやすい説明に努め、その意見の反映を図るとともに、都市計画、土地収用その他の制度の活用等により、計画的かつ着実な事業の推進に努めること。
 - 四 設計等における工夫、適時かつ適切な方法による点検、橋梁の長寿命化をはじめとする構造物の耐久性の向上その他の措置により、県管理道路に係る総費用の低減を図りつつ、道路資産の適切な運営管理に努めること。
 - 五 県民の信頼を確保するとともに、工事等の品質の向上を図るため、適正な手続の

遵守、透明性の確保等により公正な事業執行に努めること。

第二章 基本計画の策定等

(基本計画の策定)

第四条 県は、前条に規定する県管理道路の整備に関する基本方針を踏まえ、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 整備を推進すべき県管理道路のあり方に関する事項
- 二 県管理道路の整備の進め方に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、県管理道路の整備に必要な事項

3 県は、道路の整備に関する情勢の変化を勘案し、基本計画の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(基本計画の策定手続等)

第五条 県は、基本計画を策定しようとするときは、奈良県道路整備委員会の意見を聞くものとする。

2 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 奈良県道路整備委員会

第六条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、道路の整備に関する技術的及び専門的事項について、知事の諮問に応じて調査審議させるため、奈良県道路整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

奈良県道路整備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県道路整備に関する条例（平成25年2月奈良県条例第36号）第6条の規定に基づき、奈良県道路整備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 前2号に掲げる者のか、知事が必要と認める者

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、知事が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県土マネジメント部道路建設課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

奈良県道路整備委員会の委員の代理出席に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県道路整備委員会規則（平成25年3月奈良県規則第138号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、奈良県道路整備委員会（以下「委員会」という。）の委員の代理出席に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理出席)

第2条 規則第2条第2項第2号に掲げる者につき任命された委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会の会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、委員は、会議が開かれる前に委任状（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

附 則

この規程は、平成25年10月22日から施行する。

奈良県道路整備委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、委員会開催案内時に事務局が定める期日までに、事務局宛に申し込みを行い、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴希望者が多数の場合、事務局にて抽選を行い、結果を傍聴希望者宛に通知します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として10名とします。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

審議会等の会議の公開に関する指針

平成 20 年 1 月 31 日制定
平成 27 年 3 月 17 日改正

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、県政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された附属機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

ア 法令等の規定により会議が非公開とされている場合

イ 奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号）第 7 条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議等を行う場合

ウ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、3 の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

(2) 審議会等は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を奈良県のホームページへの掲載等により、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日の 1 週間前までに、奈良県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、次の事項を県民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

ア 開催の日時及び場所

イ 会議の議題

ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続

エ 問い合わせ先

オ その他必要な事項

6 公開の方法

(1) 審議会等は、会議を開くときは、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

- (2) 審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等を規定した傍聴要領を定めるものとする。

7 議事録等の公開

- (1) 審議会等は、原則として、奈良県のホームページへの掲載等により、会議の終了後速やかに、議事録を閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、不開示情報があること等により議事録を公開できない場合であっても、会議の概要を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 その他

この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

9 施行期日等

- (1) この指針は、平成20年4月1日から施行する。
- (2) この指針の施行の際現に存する審議会等は、会議の公開又は非公開に係る事項を検討し、公開できる会議については、準備が整えば速やかに会議の公開を実施するものとする。